

旧西尾家住宅（吹田文化創造交流館）警備業務仕様書

1 業務名称

旧西尾家住宅（吹田文化創造交流館）警備業務

2 目的

旧西尾家住宅（吹田文化創造交流館）の敷地並びにそこに所在する建物及び外構（以下「構内」という。）における良好な美観・秩序を保ち、火災・盗難等事件・事故の未然防止並びに施設の適正な管理を行い、もって重要文化財建造物の保存活用の円滑な遂行を期することを目的とする。

3 履行場所

吹田市内本町2丁目15番11号 旧西尾家住宅（吹田文化創造交流館）

4 履行期間

令和6年（2024年）6月1日から令和9年（2027年）5月31日まで
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

5 業務概要

- (1) 人的警備により実施する建物内を重点とした構内及び建物内の巡回警備
- (2) 盗難の予防及び不法侵入者並びに潜伏者の発見・排除及び警察への通報
- (3) 火災予防と早期発見並びに、関係各署への連絡と初期消火及び消防隊員の誘導
- (4) 事故発生時における旧西尾家住宅（吹田文化創造交流館）管理責任者及び警察への通報
- (5) その他保安上必要な事項

6 業務委託範囲面積

- | | |
|------------------|-----------|
| (1) 敷地面積..... | 4,542.37㎡ |
| (2) 建物延べ床面積..... | 932.99㎡ |
| ア 主屋..... | 489.69㎡ |
| イ 積翠庵..... | 44.69㎡ |
| ウ 離れ..... | 264.13㎡ |
| エ その他..... | 125.28㎡ |

※ 詳細は、別紙1「建物等配置図」を参照のこと。

7 業務従事者

- (1) 業務従事者（以下、警備員という。）は、故意に業務上の危険及び責任を回避してはならず、責任感が強く、かつ誠実で健康な者を充てるものとする。
- (2) 警備員は、保安警備上必要な建物内外及び周辺地の状況等に精通するよう努力するものとする。
- (3) 受注者は、本業務の実施に関して業務責任者及び業務責任者を代行する者（以下「業務責任者等」という。）を定め、併せて警備員の氏名を発注者に通知するものとする。

本業務に係る警備員の選考にあたっては、業務を遂行する能力を有する者で、業務内容、待遇、人権啓発、火災及び地震の緊急対応等の警備業法第21条に規定する教育を受けた者とする。

(4) 警備員が本業務を実施するときは、受注者の支給する身分証明書、名札及び制服を着用するものとする。

(5) 受注者は、人事管理上、その他やむを得ない理由により異動交替を行う場合においては、事前にその旨を発注者に通知するものとする。

(6) 業務責任者等は、次のア又はイのいずれかの要件を満たす者とする。また、業務中は警備業務実施上の指揮監督を行わなければならない。

ア 施設警備業務検定2級以上の検定資格を有する者

イ 警備業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、業務責任者としての実務経験が3年以上の者

8 警備業務

(1) 防犯業務

ア 各玄関及び門扉の施錠確認及び解錠

イ 職員の執務時間外の来館者の対応及び滞留者の把握

ウ 盗難予防及び不法侵入者並びに潜伏者の発見・排除

(2) 巡回業務

ア 打刻巡回

閉館時間中において、敷地内8か所に設置する巡回時計（パトロールレコーダー）の打刻巡回を概ね3時間に1回、計3回実施する。

イ 外周巡回

打刻巡回の合間に外周巡回を1回、計2回実施する。

ウ 巡回時計（パトロールレコーダー、番号鍵、鍵箱）及びそれに係る消耗品等は受注者が負担するものとする。

なお、旧西尾家住宅の観覧日時は、原則、次のとおりであるが、時間がずれた場合には観覧者に配慮すること。

・開館日 毎週水・土・日曜日（予約制）

・観覧時間 午前10時～午前11時、午後1時～午後2時、3時～4時

・定員 10名

エ 火元取締

第1回目の打刻巡回時に、離れ台所の給湯器とガスコンロのガスの閉栓の確認を行うものとする。

オ 電気確認

不要場所の消灯作業を行うものとする。

カ 施錠確認

各建物及び門扉（表門通用口含む）は午後5時15分以降に職員全員が退館した後に施錠確認し、翌日午前6時00分に離れの玄関扉を解錠するものとする。

なお、職員等が出勤してきた際はインターホンで確認の都度、表門の通用門を開錠するものとする。

9 業務実施期間等

業務	概要	期間	時間
警備	火災・盗難の予防及び警戒、電話対応等	令和6年6月1日から 令和9年5月31日まで	午後4時45分から翌日午前9時45分まで（17時間：実働9時間、休憩8時間） ただし、年末年始（各年12月29日から翌年1月3日）の間は午前9時45分から午後4時45分の間も巡回を含む業務を行う。

10 関係法令等の遵守

本委託業務の遂行に当たっては、関係法令を遵守するとともに、その適用及び運用は、受注者の責任において適切に行わなければならない。特に、警備員の選任及び安全衛生に関する管理については、次の関係法令等に従って適切に行うこと。

関係法令 警備業法（昭和47年法律第117号）

労働基準法（昭和22年法律第49号）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）

不正競争防止法（昭和九年法律第14号）

11 警備受注者

(1) 資格及び経験

ア 警備業法（昭和47年法律第117号）（以下「法」という。）による認定を受けていること。

イ 本委託に相当する規模の敷地かつ建物延べ床面積の警備を十分に経験しているものであること。

(2) 受注者の責務

ア 受注者は、警備員に対して、あらかじめ詳細な業務内容の説明を行うほか、業務を遂行する上で必要な教育訓練（警備業法第21条第2項の規定による警備員教育）等を行

わなければならない。

イ 受注者は、コンプライアンスを重視し、警備員に対しても法令遵守の意識醸成と周知徹底を行うこと。

エ 受注者は、受注者の事情等によって警備員の欠員が生じることのないよう代替要員の確保等必要な措置を講じるとともに、業務の円滑な遂行のために必要な体制を整えなければならない。

オ 受注者は、警備業法第22条第1項に規定する警備員指導教育責任者が月に1回以上、1時間以上現場で警備員の勤務状況等を確認し、監督職員に報告すること。警備員指導教育責任者は、年間を通じ全警備員に対し報告するものとする。

12 業務上必要な書類の提出

受注者は、警備業法第19条に定める書類を提出するとともに、以下の(1)～(4)の書類を期限までに提出すること。

(1) 警備員名簿と資格証明書

受注者は、契約締結後直ちに本受託業務に従事する警備員の警備業務実績が記載された顔写真付き警備員名簿及び資格を証明する書類の写しを発注者に提出すること。

また、警備員を変更する場合は、業務に従事する7日前までに警備員の顔写真付き名簿及び資格を証明する書類の写しを、発注者へ提出し承認を得ること。

(2) 月間勤務予定表

受注者は、月単位の勤務予定表(個人別)を勤務開始月の前月25日までに提出し、監督職員の上承を得ること。

(3) 警備計画書

受注者は、本委託業務の実施方法細目を記した警備計画書を契約締結後7日以内に提出し、委託者と協議のうえ了承を得て、警備業務を実施すること。

また、警備計画書を変更する場合は、変更後の警備計画書を実施する1週間前までに提出し、委託者と協議のうえ了承を得て、警備業務を実施すること。

(4) 業務報告書等

ア 警備員による報告

警備員は、警備日誌等(別紙様式1)に業務上取り扱った事項等を記入する。警備日誌は翌朝旧西尾家住宅(吹田文化創造交流館)管理責任者に提出し、確認を受けること。また、業務遂行上必要な記録簿等を作成し、警備上の必要事項を記録するとともに、委託者から要請があった際は直ちに提出できるよう整備しておくこと。

なお、口頭にて申し送りを行い、警備業務日誌記入事項以外の非常事態が発生した場合、顛末書を作成し、提出すること。

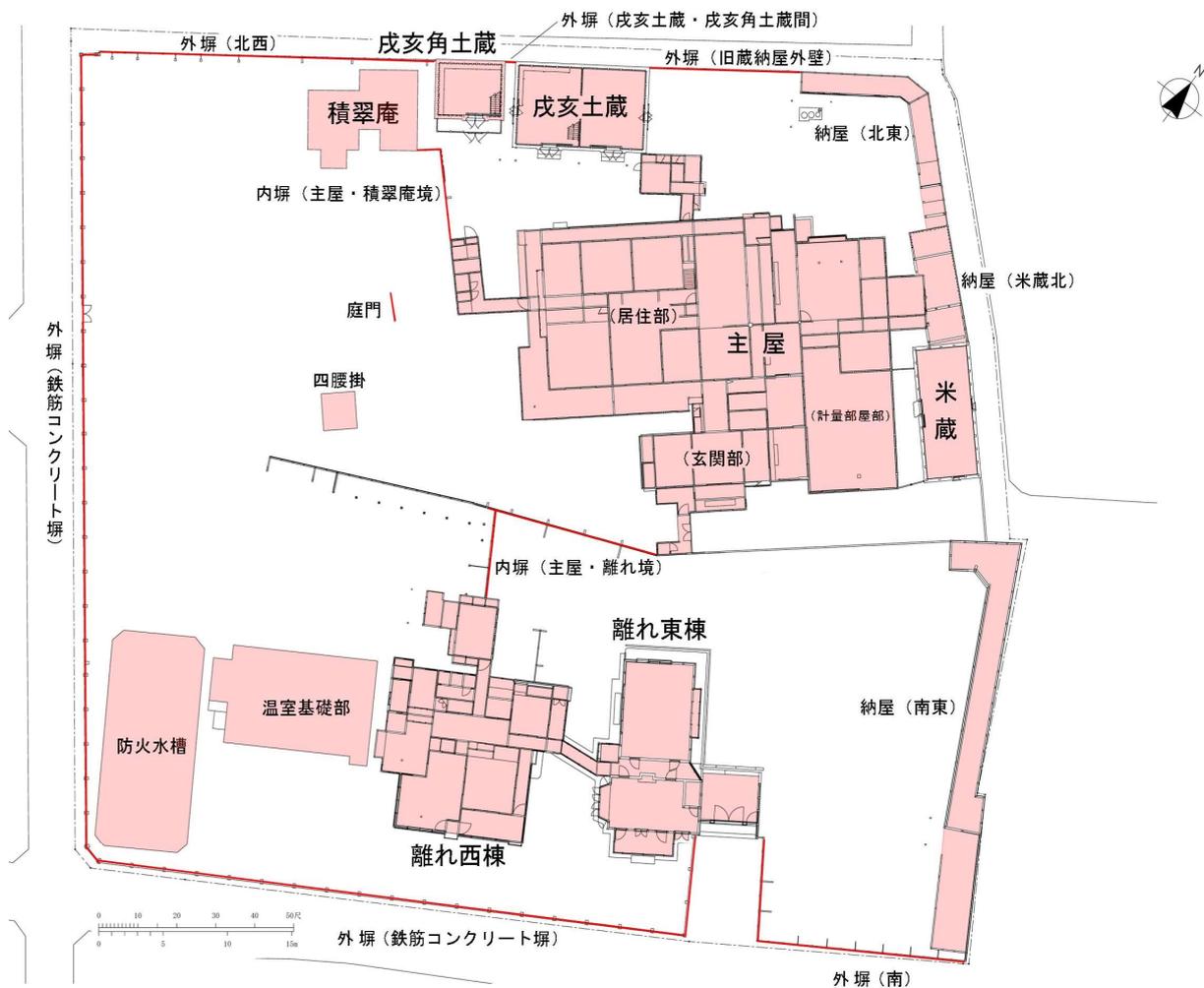
13 その他

(1) 旧西尾家住宅は重要文化財であるので、巡回時には破損等に特に注意する。また、警備員は、旧西尾家住宅(吹田文化創造交流館)の職員と文化財保護のため、十分な連携・

引継ぎを行うものとする。なお、業務期間中は大規模な修繕工事を行っているため、安全に注意すること。

(2) 敷地内は全面禁煙とする。

(3) 詰所は、旧西尾家住宅の離れ西棟の使用人室（警備員室）を無償にて使用させるものとする。



建物等配置図

旧西尾家住宅（吹田文化創造交流館）警備日誌

館長	係員

令和 年 月 日 () 天候 ()

警備員氏名 _____ ⑩

巡視事項

回数	巡視時間	異常	巡視内容
1	時 分 ~ 時 分		
2	時 分 ~ 時 分		
3	時 分 ~ 時 分		
	外周巡回見回り		
	外周巡回見回り		

(報告事項)
